

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 30 年 10 月 19 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アクロスプラザ黒埼

所在地 新潟市西区善久字川中 697-1 外

設置者 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋 正喜

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

建物設置者の 氏名又は名称	法人にあっては 代表者の役職・氏名	住 所
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	<u>代表取締役</u> <u>川村 嘉則</u>	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

（変更後）

建物設置者の 氏名又は名称	法人にあっては 代表者の役職・氏名	住 所
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	<u>代表取締役</u> <u>橋 正喜</u>	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

3 変更年月日

平成 29 年 6 月 27 日

4 変更の理由

設置者の代表者変更のため

5 届出年月日

平成30年5月24日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西区農政商工課

7 縦覧期間

平成30年10月19日から平成31年2月19日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp